

著作権分科会（第46回）における意見の概要 （今期の検討課題について）

（総論）

- AIの進歩と、オリンピック・パラリンピックの開催という非常に大きな節目を迎えて、大きな視点を持って審議会の中で議論すべき。目先の細かなことももちろん重要だが、大きな視野を下敷きにしないと、きっと後付けになって、後で困ることが出てくる。
- 著作権法は技術、経済、文化等、多方面からトータルに考えていくことが重要。そのような基本的視点を持ちつつ、スピード感を持って今日的な課題に当たっていく必要がある。また、実態が分からなければ対応のしようがないので、基礎研究、実態調査もしっかりやっていく必要がある。
- クリエーターへの適切な対価還元の仕組みや拡大集中管理制度などが検討されているが、著作権制度は、取引コストのかからない仕組みにしないと国民に支持されなくなってしまう。著作権教育も重要だが、納得感を高めるような仕組み作りを制度の側でも検討していかなければいけない。
- 著作物の利用に際しては、許諾と対価の支払いがなぜ必要なのかを理解してもらう必要がある。教育も重要であると同時に、分かりやすい法律や制度を作っていく必要がある。
- 昔はなかったAI等の技術が新しく登場した企業の方に（著作物の利用に）うまく使われてしまっている状況ではあるが、法律によるのかテクノロジーによるのかはともかく、権利者に適切に利益が還元される仕組みを作ることもあり得るのではないかな。

（まとめサイト、直リンクについて）

- まとめサイトの中には、リンクごとにサイトの画像や動画を表示する直リンクを用いて無断転載した記事などを売り物にし、多額の広告収入を得ているものがある。このようなコンテンツへのただ乗りが許されれば、新聞社の日々の報道に支障を来し、知る権利、ひいては健全な民主主義の発展をも危うくするおそれがある。著作物の再生産に必要な対価を得られなければ、流通する著作物の質・量ともに低下して、著作権法の目的である文化の発展を損なうことになる。

○ 直リンクは、現行法では違法ではないという説が有力だが、技術の進歩に法整備が対応できていないのではないかと。権利者にとっては、許諾していない会社から勝手に映像を使われているものであり、著作権者の権利保護を図る著作権法の目的に反する行為であり、多大な不利益が生じているのではないかと。今年度の実態を調査して、看過できない不利益が生じていると分かれば、著作権法改正などの対策を検討すべき。

○ まとめサイトと呼ばれているリンクによる侵害を、単純に禁止する方法でいいのか。どう解決するのかということは、新しい時代の問題解決の糸口になる。是非の議論の前に、まず現状を把握することから始めて、ここから大きな展望を含めて対応を考えなければならない。

(私的録音録画補償金制度について)

○ 私的録音録画補償金制度は現行制度が必ずしもきちんと機能していないことが顕在化したのが平成15年頃で、十数年の議論をしても解決していない。その間の権利者の得べかりし利益は広がるばかりである。スピード感を持って解決すべき。

(著作権教育・普及啓発等について)

○ 著作権侵害が横行する根底には、国民が著作権について教育される機会がまったくないという問題がある。一方、著作権者の権利を声高に主張するあまり、国民がコンテンツに接することが制限されてしまうと、それはゆゆしき問題である。そもそも著作権とは何なのか、著作権を保護するのは何のため、誰のためなのか、権利制限はなぜ行われるのかといったことを、きちんと学校教育の中にも反映させていくべき。

○ 著作権法が禁じているとか許しているという問題ではなく、なぜそういう規定をするのか、例えば権利制限規定を設けるのはなぜなのかということが、そもそも分からなくなっている。著作物を保護することは次の創作につながり文化を発展させるという視点も、制度設計する上では大事。

○ 現状著作権教育をやろうと思っても、著作権法の表面的な知識を教えるだけになりかねない。著作権法の目的や基本的な考え方を教える体制づくりが重要。

- 学校での著作権教育は非常に重要。映像や情報が氾濫している中、子供の段階からきちんと著作権についての意識や考えを持たなければ、大人になったときに大変困ることになる。盗撮防止法のPRには効果があったと実感しているが、これに類するような学生や一般向けの啓蒙活動や著作権の意識を高める教育について道を示していくべき。
- 著作権を考えるときに情報社会という視点が大切。高校の科目「情報」で、情報の本質、情報の意味、価値というものは何なのかということがしっかり理解されると、その応用問題として個人情報保護法や著作権法は非常にわかりやすくなる。著作権教育を普及させるベースとして、情報教育と連動し、デジタル化された管理のしにくい情報を守っていくためには、法と電子技術と教育という三つの観点からのバランスのいいアプローチが必要。
- 著作権教育が著作権法教育になってしまうと、法制度がどうなっているのかということを知ることが重要なところに足場がいつてしまい、情報というものが見えなくなってくる。正しい著作権の理解が重要となっており、著作権法が保護しているのは生活様式の総体たる文化であって、こういう大きな視点から著作権や著作権法に対する理解が進む教育があって、法を遵守するところに行くのではないか。著作権関連団体が取り組んでいる著作権教育の実態等も、この分科会で情報を共有することは非常に重要。
- 教育現場における著作権教育が行われなまま法改正によって権利制限が行われることになれば、出版業がやりづらい状況になってしまう。そうならないよう、教育現場に限らず、著作権法の重要性の啓蒙活動がどう進んでいくか審議会でウォッチするべき。
- 特に小学生レベルの教育では、現実を具体的に示した方が分かりやすい場合もある。例えば作曲家がどのような活動の中でどのように利益を得ているのかを具体的な数字とともに示していくと、作曲家が生活していくために印税が必要であるということについて現実面から理解が得られるのではないか。
- 海外の海賊版対策について国際小委員会で検討してきたが、啓発活動には時間がかかるし、泥棒がなくなった社会はないわけで、教育だけでは完全に解決できない。国境なき世界になっている今、日本国内での海賊行為やただ乗りを抑える方策を考えて、それを国際的に普及させるくらいの発想で取り組むべき。

- 著作権制度が社会の文化の発展のために重要で、暮らしを豊かにしてくれるものであることに対する消費者の理解が全くできていない。技術の進歩によって、複製や拡散等が一般家庭でも非常に安易にできるようになり、そうした多様なデバイスの利便性のみに目がいつてしまっている現実がある。また、キュレーションサイトなどの様々なサービス等が無料で提供されているが、本来権利者が受けるべき利益が別の者にいつてしまい、不利益が発生していることに私たちは気づいていない。国民の著作権に対するリテラシーを上げる何らかの対策、規制は必要であり、後追いにならないようにスピード感をもって臨機黄変な対応をするべき。消費者側でも、著作権に対する意識を高めていく何らかの努力をしていかなければいけない。